

令和6年発生災害に伴う特例措置について

令和6年に発生した豪雨災害に伴う災害復旧工事等について、早期復旧及び災害復旧工事の着実な執行を図るため、下記のとおり、現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱い要領（令和4年告示第2787号）の特例措置を講じます。

要件

- 1 令和6年に発生した豪雨災害に伴う災害復旧工事を少なくとも1件は含むこと。
- 2 建設工事の種類が同一であること。ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については、同一として取扱う。
- 3 工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事であること。
- 4 現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱い要領第3条第1項第2号ア、エ及びオを満たすものであること。

内容

上記要件を満たす場合、現場代理人が兼任できる建設工事は2件までとする。ただし、兼任する建設工事の当初請負代金額の合計額が4,500万円以上とならない場合は、3件までとする。

適用時期

令和7年9月12日以後に発注した「令和6年に発生した豪雨災害に伴う災害復旧工事」から要件1を満たしたものとして適用する。

※要件1の対象となる建設工事については、対象工事である旨周知する。

※現場代理人が兼任する場合の手続きは、取扱い要領に準ずる。

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱い要領（抜粋）

第3条

- (2) 兼任するいずれの建設工事も、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- ア 本市（別府市上下水道局を含む。）が発注したものであること。
 - エ 現場代理人を兼任することにより、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が、困難にならないこと。
 - オ 発注者との連絡体制が確保されていること。

(特例措置の運用例)

※※令和7年9月12日以降に発注した「令和6年に発生した豪雨災害に伴う災害復旧工事」の請負契約を締結する案件について、現場代理人の兼任が可能となります。

※工事①は令和7年9月11日以前に発注した工事

※工事②、工事③は、令和7年9月12日以降に発注した工事

兼任可能 (例1)	工事①	工事②
	通常工事	R6年災工事
業種	土木一式	舗装工事

兼任可能 (例2)		工事②	工事③
		通常工事	R6年災工事
業種		土木一式	舗装工事

※土木一式、舗装及びとび・土については、同一業種として取扱う。

※同一の業種であれば、業種や格付、請負代金額の要件はありません。

兼任可能 (例3)	工事①	工事②	工事③
	通常工事	R6年災工事	通常工事
業種	土木一式	舗装工事	とび・土

※3件の当初請負代金額の合計額が4,500万円以上とまらない場合に限る。

兼任不可 (例1)	工事①	工事②
	R6年災工事	通常工事
業種	とび・土	土木一式

※令和7年9月12日以降に発注した令和6年災害復旧工事から要件を満たす。

※ただし、それぞれの業種が土木一式D等級の場合など、取扱い要領の要件を満たす場合は兼任可能。

兼任不可 (例2)	工事①	工事②
	通常工事	通常工事
業種	とび・土	土木一式